

給水装置工事施行指針

令和5年9月1日施行

令和7年1月6日一部改訂

令和7年4月15日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂

柏市上下水道局

目 次

第Ⅰ章 総則

- 1 総則・・Ⅰ-1-1
 - 1. 1 目的・・Ⅰ-1-1
 - 1. 2 関係法令・・Ⅰ-1-1
 - 1. 3 用語の定義・・Ⅰ-1-1
 - 1. 4 給水装置工事の一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅰ-1-2

第Ⅱ章 設計

- 1 基本原則・・Ⅱ-1-1
 - 1. 1 基本原則・・Ⅱ-1-1
 - 1. 2 法令等における基本的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-1-1
- 2 給水装置用材料・・Ⅱ-2-1
 - 2. 1 使用材料の選定・・Ⅱ-2-1
 - 2. 2 性能基準に適合する給水装置用材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-1
 - 2. 3 性能基準適合の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-1
 - 2. 4 給水装置用材料の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-2
 - 2. 5 給水装置用材料の附属用具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-2
- 3 調査・・Ⅱ-3-1
 - 3. 1 基本調査・・Ⅱ-3-1
- 4 給水方式・・Ⅱ-4-1
 - 4. 1 給水方式の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-4-1
 - 4. 2 給水方式の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-4-1
- 5 給水管口径・・Ⅱ-5-1
 - 5. 1 計画使用水量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-5-1
 - 5. 2 給水管口径の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-5-9
- 6 直結方式・・Ⅱ-6-1
 - 6. 1 直結直圧式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-6-1
 - 6. 2 直結増圧式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-6-2
- 7 貯水槽方式・・Ⅱ-7-1

7. 1	貯水槽の設置位置	II-7-1
7. 2	貯水槽の材質	II-7-1
7. 3	貯水槽の構造	II-7-1
7. 4	ボールタップ設置上の注意	II-7-2
7. 5	貯水槽以下装置の配管	II-7-2
7. 6	貯水槽以下装置のメーター設置	II-7-3
7. 7	非常用給水栓の設置	II-7-3
7. 8	貯水槽の併用	II-7-3
8	給水管の分岐	II-8-1
8. 1	分岐の原則	II-8-1
8. 2	分岐口径	II-8-3
8. 3	分岐箇所	II-8-3
8. 4	分岐方法	II-8-3
8. 5	分岐部の撤去	II-8-3
8. 6	分岐標準図	II-8-5
9	配管	II-9-1
9. 1	配管の原則	II-9-1
9. 2	給水管の選定	II-9-1
9. 3	配管上の注意点	II-9-2
9. 4	給水管の埋設深さ	II-9-2
10	止水栓の設置	II-10-1
10. 1	止水栓	II-10-1
10. 2	止水栓管	II-10-2
10. 3	設置標準図	II-10-2
11	メーターの設置	II-11-1
11. 1	メーター設置位置	II-11-1
11. 2	メーター設置基準	II-11-1
11. 3	貯水槽以下装置のメーター設置基準	II-11-1
11. 4	メーターボックス	II-11-2
12	私設消火栓	II-12-1

- 1 2. 1 私設消火栓の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-12-1
- 1 2. 2 私設消火栓の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-12-1

第Ⅲ章 施工

- 1 施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-1-1
 - 1. 1 施工一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-1-1
- 2 土工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-2-1
 - 2. 1 掘削工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-2-1
 - 2. 2 道路掘削・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-2-1
 - 2. 3 道路埋戻し工事・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-2-2
 - 2. 4 道路復旧工事・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-2-2
 - 2. 5 現場管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-2-2
- 3 分岐工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-3-1
 - 3. 1 サドル分水栓による分岐・・・・・・・・Ⅲ-3-1
 - 3. 2 不断水割T字管による分岐・・・・・・・・Ⅲ-3-3
 - 3. 3 分岐部の撤去・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-3-4
- 4 配管工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-4-1
 - 4. 1 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-4-1
 - 4. 2 配管の留意事項・・・・・・・・・・・・Ⅲ-4-1
- 5 止水栓の取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-5-1
 - 5. 1 取付けの基本・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-5-1
 - 5. 2 止水栓（仕切弁）筐の設置・・・・・・・・Ⅲ-5-1
- 6 給水管の防護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-6-1
 - 6. 1 防護の基本・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-6-1
 - 6. 2 侵食防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-6-1
- 7 メーターの取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-7-1
 - 7. 1 メーター取付けの基本・・・・・・・・Ⅲ-7-1
- 8 給水管の明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ-8-1
 - 8. 1 明示テープの表示・・・・・・・・・・・・Ⅲ-8-1
 - 8. 2 埋設シートの表示・・・・・・・・・・・・Ⅲ-8-2

9	漏水修繕工事	III-9-1
9.1	漏水修繕工事	III-9-1

第IV章 図面作成

1	設計図	IV-1-1
1.1	図面の種類	IV-1-1
1.2	作図の条件	IV-1-1
1.3	案内図	IV-1-1
1.4	平面図	IV-1-1
1.5	立面図	IV-1-2
1.6	表示記号	IV-1-3
1.7	設計変更図	IV-1-5
2	完成図	IV-2-1
2.1	完成図	IV-2-1

第V章 補足資料

1	特殊器具装置	V-1-1
1.1	最低作動水圧の確認	V-1-1
1.2	逆流防止装置等の取付け	V-1-1
1.3	減圧弁、安全弁の設置	V-1-1
1.4	太陽熱温水器の設置	V-1-2
2	流量計算	V-2-1
2.1	基礎知識	V-2-1
2.2	流量計算	V-2-9
2.3	計算例	V-2-15
2.4	流量表	V-2-27
2.5	水道メーター口径別使用流量基準（参考）	V-2-38
3	申込関係	V-3-1
3.1	給水装置工事手続き	V-3-1
	給水申請に伴う必要書類一覧票	V-3-6
4	関係法令	V-4-1
4.1	柏市水道事業給水条例	V-4-1

4. 2	柏市水道事業給水条例施行規程	V-4-17
4. 3	3階直圧・直結給水に係る実施要領	V-4-23
4. 4	3階直圧・直結給水に係る実施基準	V-4-26
4. 5	直結増圧式給水方式に係る実施要領（解説）	V-4-29
4. 6	直結増圧式給水方式に係る実施基準	V-4-34
4. 7	給水装置舗装先行工事要綱	V-4-37
4. 8	貯水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準	V-4-41
4. 9	水道直結式スプリンクラー設置基準	V-4-45

第 I 章 総 則

1 総則

1.1 目的

この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、柏市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、柏市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）、柏市指定給水装置工事事業者規程に基づく給水装置工事の設計及び施工に関し、水道法施行令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の適正な運用を図るため、給水装置工事の施行基準をとりまとめたものである。

1.2 関係法令

給水装置工事の施行に当たっては、水道法、水道法施行令、給水条例及び同条例施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。

1.3 用語の定義

- 1 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 2 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口 100 人以下のものは除かれる。
- 3 「水道事業者」とは、国の認可を得て水道事業を經營する者をいう。
- 4 「簡易水道事業」とは、給水人口が 5 千人以下である水道により、水を供給する事業をいう。
- 5 「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。
- 6 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超えるものにその居住に必要な水を供給するものまたは水道施設の 1 日最大給水量が 20m³ を超えるものをいう。
- 7 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、貯水槽の有効容量の合計が 10m³ を超えるものをいう。
- 8 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設をいう。
- 9 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

この場合の「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外せない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。ビル等で一旦水道水を貯水槽に受けて給水する場合には、貯水槽への注水

口までが給水装置であり，貯水槽以下の設備はこれに当たらない。

- 1 0 「配水管」とは，配水池等を起点として，配水するために布設した管をいう。
- 1 1 「給水管」とは，配水管または他の給水管から分岐し，宅地や家屋内に引き込まれる管をいう。
- 1 2 「給水用具」とは，給水管に直接取り付けて有圧のまま使用する分水栓，止水栓，給水栓（蛇口），ボールタップ，湯沸かし器，ウォータークーラ等の給水用器具をいう。
- 1 3 「専用給水装置」とは，給水装置のうち1世帯または1箇所専用するものをいう。
- 1 4 「共用給水装置」とは，給水装置のうち2世帯または2箇所以上で共用するものをいう。
- 1 5 「給水装置工事」とは，給水装置の新設，改造，修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。
- 1 6 「給水装置工事」の種類は，次のものがある。
 - (1)「新設工事」とは，水道のない建築物または箇所に新たな給水装置を設備する工事をいう。
 - (2)「改造工事」とは，給水管の口径変更，取出し位置の変更，管種を変更する工事をいう。
 - (3)「修繕工事」とは，給水装置及びその付属用具の部分的な破損または異常の原因を取り除き，その機能を修復する工事をいう。
 - (4)「撤去工事」とは，既設給水装置の一部もしくは全部を撤去する工事をいう。
- 1 7 「給水装置工事」には，次のようなものも含まれる。
 - (1)「私設消火栓設置工事」とは，柏市上下水道局（以下「局」という。）以外の者が消防の用に供するために私設消火栓を設置または改造するための工事をいう。
 - (2)「既装置認定工事」とは，既設の井水装置または貯水槽以下装置を給水装置に認定し，これを給水管に接続するための工事をいう。
 - (3)「工事用給水工事」とは，建設工事その他の理由により，配水管での分水止めを前提として，臨時に給水装置を設備するための工事をいう。
 - (4)「一部使用」とは，用途が建築工事用で，本給水を前提として，給水装置を設備するための工事をいう。
 - (5)「舗装先行工事」とは，道路舗装，その他の工事に並行して給水装置の一部を設備するための工事をいう。
 - (6)「貯水槽以下装置工事」とは，局の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する，貯水槽以下の装置に関する工事をいう。
- 1 8 「給水装置工事主任技術者」とは，給水装置工事主任技術者国家試験に合格し，給水装置工事を施行する上で必要となる資格を有する者をいう。
- 1 9 「供給規定」とは，水道事業者が水の供給を始めるに当たり，供給（給水）契約の内容をなす料金，給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

1.4 給水装置工事の一般事項

1 施行承認

給水装置を新設し，改造し，修繕（国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し，または撤去しようとする者は，柏市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定

めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第10条)

2 費用の負担

給水装置工事に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕、または撤去しようとする者の負担とする。

ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。(給水条例第13条)

3 施行者

(1) 給水装置工事は、管理者または管理者が水道法(以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定事業者」という。)が施行する。(給水条例第11条)

(2) 指定事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、当該工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。(給水条例第11条第2項)

4 構造及び材質

(1) 給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、法施行令第6条(以下「政令」という。)に定める基準に適合させなければならない。

(2) 給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

5 給水装置用材料の指定

(1) 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。(給水条例第12条)

(2) 管理者は、指定事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。(給水条例第12条第2項)